2024年度県職連合サークル活動助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、沖縄県関係職員連合労働組合の組合員(以下「組合員」という)の余暇 の活用と、明るい職場づくりを推進するため、共通の趣味や特技に関心を持った組合員 のサークル活動費の一部を助成することによって、サークルの育成と組合員の団結を促 進し、組合活動に定着させることを目的とする。

(助成金の対象となるサークル)

- 第2 助成金の対象となるサークルは、次の要件を備えたものとする。
 - (1)組合員の文化、教養を高め、特技を磨き、健康を増進させるために組織されたサークルで、年間を通して継続した活動を行っているもの。
 - ※新たに申請するサークルに関しても前年度の活動実績が必要
 - (2) 原則として三職場以上(病院は一職場でも可)の組合員・準組合員・特別会員・県職員退職者会員(以下組合員等という)で組織され、かつ組合員、準組合員の合計が8名以上であること。県職員退職者会員は組合員、準組合員の合計の人数を超えないこと。
 - ※3職場以上で構成できない場合は、理由書を添付すること。
 - (3) サークルの年活動費予算が5万円を超えていること。
 - (4) 労福推進委員会ニュースにサークル紹介の記事を提供することができること。
 - (5) その他、執行委員長が必要と認めた事項。

(助成額)

- 第3 助成金として交付する額は、サークルの年間予算の 1/2 を上限とし、組合員等 15人未満は2万円以内、15人以上20人未満は3万円以内、20人以上25人未満 は4万円以内、25人以上は5万円以内とする。
 - (1) 2023年度4月1日から助成金の申請締め切りまでの間に、サークル勧誘の一環 として、組合未加入者を新規に組合加入させた場合は、<u>新規組合員1人につき1万円</u> 助成金を増額することができる。
 - (2) サークル助成金予算の範囲内で支給することとする。

(申請)

- 第4 申請は助成金交付申請書(様式1~3)により行う。
 - (1) 同類のサークルでの会員の二重登録は行わないこと。
 - (2) 同一人物の3サークル以上の重複登録は行わないこと。
 - (3)組合員等以外の者を名簿に記載しないこと。
 - (4) 同一メンバーが50%以上のサークルについては同一のサークルとみなす。
 - (5) 会員はサークルの活動に常時参加できる範囲に居住している者とする。
 - (6) 申請書はサークル代表者の所属する支部に提出する。

(交付)

第5 助成金の交付決定は、各支部の審査を経て労福推進委員会で決定する。

(助成金の返還)

- 第6 次の場合は助成金の返還を要することがある。
 - (1) 第4の(3) に違反した場合
 - (2) 助成金の適正な利用が確認できなかった場合

(その他)

第7 この要綱は2024年度限りとする。